

川口市防災体制認定マンション制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、川口市マンション管理適正化推進条例（令和2年条例第56号。以下「条例」という。）第14条に規定するマンションの防災性能及び管理組合の防災体制に係る認定について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 条例第14条に規定するマンションの防災性能及び管理組合の防災体制について市長が認定をする制度を「防災体制認定マンション制度」と称する。

(用語の定義)

第3条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) マンション防災組織 マンションにおいて単独の自治会を設立している場合にあっては災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいい、設立していない場合にあってはマンションの居住者等の生命、財産及び安心安全な居住環境の保護のためにマンションの住民が自発的に立ち上げた防災組織をいう。

(2) 防災備蓄倉庫 次のアからエまでを全て満たすものとする。

ア 備蓄品等の搬入搬出が容易であること。

イ 備蓄品の保存に適した場所に設置してあること。

ウ 容易に確認できる位置に防災備蓄倉庫である旨を表示してあること。

エ バール、ジャッキ等の救出用資機材、担架、救急箱、毛布等の救護用資機材、防水シート、止水板、土のう等の水害対策資機材、テント、投光器等その他防災活動に必要な資機材を、マンションの状況に応じて整備していること。

(認定のランク)

第4条 認定のランクは、難易度の低いものから順にブロンズ認定、シルバー認定、ゴールド認定の3段階のランクとする。

第2章 認定の基準

(共通基準)

第5条 マンションの防災性能又は管理組合の防災体制に関して、建築基準法（昭和25年法律第201号）又は消防法（昭和23年法律第186号）上の違反があり当該違反に対する是正指導を受けていないこと、又は、是正指導を受けた当該指導等に基づく是正を完了していること。

(ブロンズ認定の基準)

第6条 ブロンズ認定の基準は、次の各号に掲げる基準の全てに適合するものとする。

- (1) マンション防災組織が結成されていること。
- (2) 防災リーダーの有資格者であり、かつ、条例第10条に規定する講習（以下「マンション防災講習」という。）を受講している者が、マンション防災組織に1名以上属していること。ただし、マンション防災講習が開催されない等のやむを得ない事情により受講ができない場合には、受講している旨の要件は除くものとする。
- (3) 当該マンション防災組織が主催する防災訓練を年1回以上実施していること。ただし、やむを得ないものとして市長が認める事情により開催を中止した場合はこの限りでない。
- (4) マンションの住戸内の家具転倒防止対策の普及啓発を実施していること。
- (5) 防災備蓄倉庫を設置していること。
- (6) 防災備蓄倉庫内に、飲料水及び食料が備蓄されていること。ただし、飲料水については、給水可能な蛇口付の受水槽など、マンションの共用部分の設備（以下「受水槽等」という。）において確保している場合も要件を満たすものとする。

- (7) 防災備蓄倉庫内に、災害用簡易トイレを居住者等全員の1日分以上確保していること。
- (8) 停電時の避難場所での照明及び携帯電話充電等への電源供給が可能な発電機を確保すること。
- (9) 居住に係る建築物が次のアからエのうちのいずれかに該当するものであること。
 - ア 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けていること。
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第17条による計画の認定を受けて耐震改修工事を実施しているもの又はこれに準ずるものとして市長が認めるものであること。
 - ウ 耐震改修促進法第22条による地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けているもの又はこれに準ずるものとして市長が認めるものであること。
 - エ 耐震改修の計画が作成されていること。

（シルバー認定の基準）

第7条 シルバー認定の基準は、次の各号に掲げる基準の全てに適合するものとする。

- (1) 前条に規定するブロンズ認定の基準を全て満たすこと。
- (2) 次のアからオまでの項目の中から4項目以上を満たすこと。
 - ア 近隣地域の自主防災組織との合同防災訓練、又は所属する町会・自治会が主催する防災に関する訓練に、マンション防災組織として年1回以上参加していること。なお、単独の自治会を設立しているマンションについても同様とする。
 - イ マンション防災組織として、指定避難所等の運営会議（運営会議に参加していない場合にあつては、当該運営会議に参加する地域の町会・自治会による指定避難所における役割に関する話し合い）に参加し、指定避難所等における当該マンションの役割を確認していること。

ウ 防災備蓄倉庫の全部又は一部が、本市が提供する市内の浸水想定区域図の想定浸水深以上にあること。

エ 飲料水及び食料を、防災備蓄倉庫、受水槽等及び各住戸の備蓄を合わせて、居住者等全員の各3日以上確保し、そのうち、各1日以上を防災備蓄倉庫内に備蓄していること。飲料水の1日分の目安については、居住者等1人あたり3リットルとし、食料の1日分の目安については、居住者等1人あたり3食分（食料1食分の量の目安については、「災害時に備えた食品ストックガイド（農林水産省 平成31年3月）」及び「要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイド（農林水産省 平成31年3月）」を踏まえるものとする。）とする。

オ 災害用簡易トイレを、防災備蓄倉庫及び各住戸の備蓄を合わせて、居住者等全員の3日以上確保し、そのうち、1日以上を防災備蓄倉庫内に備蓄していること。

(3) 次のアからウまでを全て満たすこと。

ア 各住戸の玄関ドアについて、JIS「A4702面内変形追随性」の規定で「D-3」等級とすること。ただし、免震建築物（免震建築物であることを証することができるもの。）は住戸の扉について対策がとられているものとみなす。

イ エレベーターについて、地震時等管制運転装置（平成20年12月26日国土交通省告示第1536号に定めるもの。）が設置されていること。

ウ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当すること。

(ア) 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けていること。

(イ) 耐震改修促進法第17条による計画の認定を受けて耐震改修工事を実施しているもの又はこれに準ずるものとして市長が認めるものであること。

(ウ) 耐震改修促進法第22条による地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けているもの又はこれに準ずるものとして市長が認めるものであること。

(ゴールド認定の基準)

第8条 ゴールド認定の基準は、次の各号に掲げる基準の全てに適合するものとする。

(1) 前条に規定するシルバー認定の基準を満たすこと。

(2) 次のアからエまでを全て満たすこと。

ア 「川口市洪水時一時緊急避難施設指定基準」3構造的要件を満たすマンションにあっては、洪水時における一時緊急避難施設としての使用に関する協定を川口市と締結していること。

イ マンション防災組織を構成する班長以上の職にある全ての者が防災リーダーの有資格者であり、かつ、マンション防災講習を受講していること。ただし、マンション防災講習が開催されない等のやむを得ない事情により受講ができない場合には、受講している旨の要件は除くものとする。

ウ 飲料水及び食料を、居住者等全員の各7日分以上確保し、そのうち、各1日分を防災備蓄倉庫内に備蓄していること。飲料水及び食料の備蓄方法及び1日分の量については、前条第2号エの規定を適用する。

エ 本市が提供する市内の浸水想定区域図において浸水が想定されている区域にあるマンションにあっては、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」(国土交通省住宅局建築指導課 経済産業省産業保安グループ電力安全課 令和2年6月)に示される止水板の設置、防水扉の設置などの当該マンションで必要と想定される浸水対策を、1種類以上実施していること。

第3章 認定の手続

(認定の申請)

第9条 川口市マンション管理適正化推進条例施行規則(令和4年規則第36号。以下「規則」という。)第5条第1項の市長が別に定める申請書の様式は、ブロンズ認定にあっては様式第1-1号、シルバー認定にあっては様式第1-2号、ゴールド認定にあっては様式第1-3号のとおりとする。

2 この章において、写真とは、様式第2号に貼付されたL版のカラー写真、又はA4サイズの普通紙にカラー印刷されたものであって、被写体が何であるかを容

易に把握でき、かつ、撮影年月日及び被写体についての説明が併記されているものをいう。

(ブロンズ認定の添付書類)

第10条 ブロンズ認定に係る申請書の添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) マンション防災組織の規約
- (2) 防災リーダー認定状況報告書（様式第3号）
- (3) マンション防災組織が主催する防災訓練であつて、過去1年間以内に実施された直近の訓練に関する次に掲げる書類
 - ア 訓練の様子を写した写真
 - イ 訓練の内容を居住者等に周知するために作成した資料
- (4) 家具固定について居住者等に普及啓発するために作成した資料
- (5) 防災備蓄倉庫が第3条第2号に規定するアからエまでの要件を満たすことを確認できる写真
- (6) 防災備蓄倉庫内の飲料水と食料の備蓄状況を確認できる写真及び受水槽等に飲料水の確保をしている場合にあつては、受水槽等の写真
- (7) 防災備蓄倉庫内の災害用簡易トイレの備蓄量を確認できる写真
- (8) 防災備蓄倉庫内に保管されている非常用の発電機の写真
- (9) 次のアからエまでのいずれかの書類
 - ア 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けている場合にあつては建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し又はこれに準ずるものとして市長が認めるものに関する書類
 - イ 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく認定書及び認定に基づく改修工事に関する工事契約書の写し又はこれに準ずるものとして市長が認めるものに関する書類
 - ウ 耐震改修促進法第22条に規定に基づく認定書又はこれに準ずるものとして市長が認めるものに関する書類
 - エ 耐震改修工事の計画に関する書類

(シルバー認定の添付書類)

第11条 シルバー認定に係る申請書の添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 前条各号に掲げる書類（第9号にあってはアからウまでのいずれかの書類）。

ただし、次号から第4号までに掲げる書類の提出により認定に係る事項の確認ができるときはこれを省略することができる。

(2) 次のアからオまでのいずれか4点以上の書類

ア 防災備蓄倉庫が第3条第2号アからエまでの要件を満たすことを確認することができ、かつ、当該防災備蓄倉庫が設置されている階数を余白に付記した写真

イ 防災備蓄倉庫内の飲料水と食料の備蓄量が第7条第2号エに規定する基準に適合することを確認できるリスト及び当該備蓄倉庫内の備蓄量の写真。防災備蓄倉庫内の飲料水と食料の備蓄量が3日分に満たない場合にあつては、各住戸の飲料水と食料の備蓄量を確認できるリスト、受水槽等に飲料水の確保をしている場合にあつては、受水槽等の写真を併せて提出するものとする。

ウ 防災備蓄倉庫内の災害用簡易トイレの備蓄量が第7条第2号オに規定する基準に適合することを確認できるリスト及び当該備蓄倉庫内の備蓄量の写真。防災備蓄倉庫内の災害用簡易トイレの備蓄量が3日分に満たない場合にあつては、各住戸の災害用簡易トイレの備蓄量を確認できるリストを併せて提出するものとする。

エ 近隣地域等の防災訓練に参加したことを証する書類

オ 指定避難所等の運営に関して地域と連携していることを証する書類

(3) 次のアからウの全ての書類

ア 玄関ドアのカタログの写し

イ 玄関ドアの納品書

ウ いずれか一戸の玄関ドアの写真

(4) 第7条第3号イに規定する基準に適合することを証する、エレベーターの検査済証

(ゴールド認定の添付書類)

第12条 ゴールド認定に係る申請書の添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 前条各号に掲げる書類。ただし、同条第2号イ中「3日分」とあるのは、「7日分」と読み替えるものとする。
- (2) 第8条第2号エに規定する対策を行っていることを容易に把握できる写真。

(認定証)

第13条 市長は、規則第5条第2項の規定により認定を受けた管理組合の管理者(以下「認定者」という。)に、ブロンズ認定にあつては様式第4-1号、シルバー認定にあつては様式第4-2号、ゴールド認定にあつては様式第4-3号の認定証を交付するものとする。

(認定マーク)

第14条 市長は、認定のランクに応じ、市が作成した認定マークの電子データ(以下「認定マークデータ」という。)の利用を認めるものとする。

2 認定マークデータは、認定者が認定を受けた当該マンションに係る次の各号に掲げる媒体に限り利用することができる。

- (1) 認定者が作成するパンフレットその他の印刷物
- (2) 認定者が作成するホームページ、携帯サイトその他の電子媒体
- (3) 認定者が作成するプレート等の表示物

3 認定者は、認定マークデータを、第三者に対して譲渡、貸与その他の処分をしてはならない。ただし、前項各号に掲げるものに使用するために、印刷会社、ウェブサイト会社、広告会社その他事業者に一時的に貸与する場合はこの限りでない。

4 認定者は、認定マークデータの利用に当たっては認定マークデータに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 認定マークデータの内容について、修正・加工をする行為
- (2) 認定マークデータの内容について、部分的な使用をする行為
- (3) 認定マークデータの仕様による色、縦横比、形状を変更する行為。ただし、

印刷に当たって白黒印刷とすることは可とする。

- 5 規則第6条に基づく認定の変更又は規則第8条に基づく認定の取消しがされた場合には、変更又は取消しの前に利用を認められた認定マークデータの使用中止するものとする。
- 6 認定者が第2項から前項の規定に違反した場合その他認定マークデータとして不適切な使用をしたことを川口市が認める場合には、その行為を行った者に対して、認定マークデータの使用を禁止する。

(認定事項の報告)

第15条 規則第7条の報告は、ブロンズ認定にあつては様式第5-1号に第10条各号に掲げる書類(第9号に掲げる書類を除く。ただし、当該報告の前の認定において、同号エに掲げる書類を提出した場合は、同号イからエまでのいずれかの書類)を添えて、シルバー認定にあつては様式第5-2号に第11条各号に掲げる書類(第10条第9号並びに第11条第3号及び第4号に掲げる書類を除く。)を添えて、ゴールド認定にあつては様式第5-3号に第12条第1号に掲げる書類(第10条第9号並びに第11条第3号及び第4号に掲げる書類を除く。)を添えて行う。

第4章 雑則

(疑義の有る事項の決定)

第16条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の内容で疑義が生じた事項については、市長がこれを決定する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年6月18日から実施する。